

「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れについて 資料12-1

○学校選択制度

(小学校:受付 9月・抽選10月)
(中学校:受付10月・抽選11月)

①制度の運用

理由を問わずに学校を選択することが可能。ただし、人気が集中した学校については、抽選により、当落を決定する。学区域の子どもだけで受入人数を超える学校を「選択できない学校」と指定している。

②選択可能な学年

新小学校1年、新中学校1年入学時のみ

③選択が出来る範囲

- ・小学校・・・通学区域と隣接する区域の学校
- ・中学校・・・区内全域の学校

④根拠 学校教育法施行規則第32条、新宿区立学校通学区域に関する規則第3条ただし書

○指定校変更制度

(申請期間:2~3月)

①制度の運用

「学校と自宅との通学距離」や「ご兄弟・姉妹がいる学校への入学」を始めとする9つの許可基準を予め定めており、保護者の申請に基づき、個別に審査を行い、指定校の変更を許可する。

②申請可能な学年

入学時だけでなく、全ての学年で、申請が可能。

③選択が出来る範囲

なるべく自宅が近く、かつ申請理由を踏まえた学校

④根拠 学校教育法施行令第8条

